



各種助成制度

新生児聴覚検査費助成

健康推進課母子保健係

☎5984-4621

新生児聴覚検査受診票(1回分)を交付し、費用の一部を公費負担しています。受診票は都内の契約医療機関と埼玉県の一部の契約医療機関で使用できます。受診票に記載されている検査項目や検査方法が対象となり、公費負担上限額を超えた場合などは、自己負担額が発生します。費用等については、医療機関ごとに設定されています。受診時にご確認ください。

里帰り出産等妊婦健康診査費・新生児聴覚検査費助成

健康推進課母子保健係

☎5984-4621

受診票を使用できない助産所や都外医療機関などで、妊婦健康診査・新生児聴覚検査を受けた方に、費用の一部を公費負担額の範囲内で助成します。詳しくは母子健康手帳と一緒にお渡しする「練馬区里帰り出産等妊婦健康診査費・新生児聴覚検査費助成のご案内」または区ホームページをご覧ください。

出産育児一時金

国民健康保険の方は
国保年金課こくほ給付係

☎5984-4553

※出産時に職場の健康保険に加入している方は、ご加入中の健康保健組合等にお問い合わせください。

出産育児一時金は、50万円の範囲で、出産した方の加入している健康保険(国民健康保険や健康保険組合など)から医療機関等に支払います(直接支払制度や受取代理制度)。これにより医療機関等への支払いは出産費用から原則50万円を差し引いた金額で済みます。直接支払制度や受取代理制度が利用できるかどうかは、医療機関等にご確認ください。直接支払制度や受取代理制度を利用しなかった場合などは、出産した方の加入する健康保険へ請求してください。社会保険加入の方は勤務先または健康保険組合等にお問い合わせください。

対象 出産時に健康保険に加入している方

支給額 50万円
(令和5年3月31日までに出産した方は42万円)

出産費用の助成(入院助産)

管轄の各総合福祉事務所相談係

→ダイヤルガイド71ページ

妊産婦が保健上必要であるにもかかわらず、経済的な事情で入院して出産することが出来ない場合に、指定された病院または産院に入院し、無料または低額な費用で出産できる、児童福祉法に定められた制度です。所得制限などがあるほか、出産前の申請が必要です。また、世帯の課税状況に応じた負担額があります。詳しくは各総合福祉事務所相談係にお問い合わせください。

■入院助産指定施設一覧

→ダイヤルガイド71ページ

保健指導票

担当の保健相談所

→ダイヤルガイド70ページ

生活保護世帯・住民税非課税世帯の妊産婦や乳児が診察・検査などの保健指導を指定医療機関で受ける場合、費用が公費負担されます(事前に保健相談所にご相談ください)。

※妊婦健康診査受診票、新生児聴覚検査受診票との併用はできません

対象

生活保護世帯・住民税非課税世帯の妊産婦・乳児



妊娠高血圧症候群等医療費助成

健康推進課母子保健係

☎5984-4621

妊娠による妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患などの疾病およびその続発症で入院治療を必要とする方に対し、各種健康保険の自己負担額を助成します。ただし、前年の所得税額が30,000円以下の世帯、または入院見込みが26日以上になる方が対象です。

※申請期限は、退院から3か月以内

風しん抗体検査および 風しん予防接種の費用の助成

練馬区保健所保健予防課予防接種係

☎5984-2484

妊娠初期に風しんに感染すると、先天性風しん症候群の赤ちゃんが生まれてくることがあります。そのため、妊娠を希望している方等を対象に抗体検査費用の全額助成や、風しんの抗体価の低い方または抗体を持たない方を対象に風しん予防接種費用の全額助成をしています。

対象

妊娠を希望している女性、妊娠を希望しているまたは妊娠している女性の同居者

※過去に練馬区の任意助成制度を利用して、風しんまたはMR(麻しん風しん混合)予防接種を受けたことがある方は対象外です

※妊娠中の抗体検査(妊婦健診)で抗体価が低かった方は、予防接種費助成の対象になります。なお、妊娠中の方は、予防接種を受けることはできません

産前産後期間の 国民年金保険料の免除

国保年金課国民年金係

☎5984-4561

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間)の国民年金保険料は、届出により免除されます。詳しくは、区ホームページをご覧ください。

対象

国民年金第1号被保険者

※厚生年金等に加入している方は、別の免除制度があります。詳しくは、練馬年金事務所(☎3904-5491)にお問い合わせください

産前産後期間の 国民健康保険料の減額

国保年金課こくほ資格係

☎5984-4554

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間)の国民健康保険料は、届出により減額になります。詳しくは、区ホームページをご覧ください。

対象

練馬区国民健康保険に加入している被保険者で、出産した方または出産予定の方



児童手当

子育て支援課児童手当係

☎5984-5824

光が丘・石神井・大泉総合福祉事務所の福祉事務係
➡ダイヤルガイド71ページ

中学校修了前の児童を養育する保護者に手当を支給します。所得制限あり。児童の出生日または申請者の前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に申請してください。公務員の方は勤務先で申請が必要。

手当月額

所得制限額未満

0歳～3歳未満(一律)	15,000円
3歳～小学校修了前 (第1子、第2子)	10,000円
(第3子以降)	15,000円
中学生(一律)	10,000円

所得制限額以上 5,000円
(目安)

扶養親族3人の場合
年取960万円以上

所得上限額以上 支給されません
(目安)
扶養親族3人の場合
年取1,200万円以上

申請時必要書類等

- ①申請者名義の振込先口座
※公金受取口座を利用する場合は不要
- ②申請者の個人番号カードまたは個人番号が確認できるものと身元確認書類。郵送で申請する場合には、写し(個人番号カードは両面の写し)を提出
- ③配偶者の個人番号が確認できるもの(メモでも可)
- ④申請者の健康保険証
※国家公務員共済または地方公務員共済の組合員の方のみ必要です

第3子誕生祝い

子育て支援課児童手当係

☎5984-5824

光が丘・石神井・大泉総合福祉事務所の福祉事務係
➡ダイヤルガイド71ページ

第3子以降の児童が誕生した場合で、次の要件を満たす保護者に祝金を支給します。所得制限なし。

- ①第3子以降の児童を含めて3人以上の児童(18歳になって最初の3月31日まで)と同居し養育している
 - ②第3子以降の児童の出生日の1年以上前から練馬区に住民登録をしている(外国籍の方は在留資格のある方)。1年未満の場合は、練馬区に住民登録した日から1年以上経過すれば申請可
 - ③祝金を受給された後、引き続き1年以上児童とともに練馬区内に居住する意思がある
- ※申請期限は第3子以降の児童の出生日から1年(転入日から出生日までの期間が1年未満の場合には転入日の1年後から1年)

支給額

第3子以降の児童1人につき10万円

申請時必要書類等

申請者名義の振込先口座

子ども医療費助成(乳・子・青医療証)

子育て支援課児童手当係

☎5984-5824

小学校就学前の児童に(乳)医療証を、小・中学生に(子)医療証、高校生年代の子ども(18歳になって最初の3月31日までの者)に(青)医療証をそれぞれ交付し、健康保険の自己負担額・入院時食事療養費標準負担額を助成します。所得制限なし。

※児童が出生、練馬区へ転入した場合に、区役所から交付申請書を郵送

申請時必要書類等

児童の健康保険証

里帰り出産等による 定期予防接種費用助成

練馬区保健所保健予防課予防接種係

☎5984-2484

里帰り出産等のやむを得ない事情により東京23区、西東京市(BCG除く)、武蔵野市の予防接種協力医療機関以外で接種の上、定期予防接種費用を負担された方に対し、費用助成を行っております。

※費用助成を受けるためには、予防接種を受ける前に必要な手続きがあります。詳しくは区ホームページをご覧になるか、保健予防課予防接種係までお問い合わせください

未熟児のための養育医療給付

健康推進課母子保健係

☎5984-4621

出生後、入院治療を必要とする乳児に対して、各種健康保険の自己負担額を給付します。

対象

出生時の体重が2,000g以下、または生活力が特に弱く、指定医療機関に入院している方

小児慢性特定疾病の医療費助成

練馬区保健所保健予防課管理係

☎5984-2484

国が行う小児慢性特定疾病医療支援事業に基づき、定められた対象疾患の治療方法などの情報を今後の研究に生かすとともに、その治療にかかった費用(保険適用後)の一部を助成します。

※費用助成は保険診療に限る

対象

- ①都内在住の18歳未満の方
- ②小児慢性特定疾病医療費助成の対象疾患にかかっており、かつ別に定める認定基準に該当する方

小児精神障害者入院医療費助成制度

練馬区保健所保健予防課精神保健係

☎5984-4764

小児精神病で入院治療を必要とする方の健康保険が適用される入院医療費について、高額療養費の支給を受けたうえでの自己負担額のうち食事代を除いた金額を助成します(差額ベッド代など、自費扱いとなる費用は対象外です)。

対象

以下のいずれにも該当する方

- ①精神疾患のため、精神科病床にて入院治療を必要としている満18歳未満の方(すでに認定されている方で、入院治療を継続して行う場合は満20歳の誕生日の末日

まで延長可)

- ②区内に住民登録がある方
- ③健康保険に加入している方

自立支援医療(育成医療)

練馬区保健所保健予防課管理係

☎5984-2484

身体に障害のある児童に対し指定自立支援医療機関において、生活能力を得るために必要な医療費の一部を助成します。

※費用助成は保険診療に限る

対象

- ①18歳未満の児童で身体に機能障害があり、手術などにより確実な治療効果が期待できる方
- ②指定自立支援医療機関(育成医療)で治療している方
- ③保護者が練馬区に住所を有している方
- ④世帯の区市町村民税所得割額が23万5,000円未満である方*
※世帯の区市町村民税所得割額が23万5,000円以上の方は、原則として助成対象外となりますが、一定の要件を満たす場合は対象となります。詳しくは保健予防課管理係までお問い合わせください

療育給付

練馬区保健所保健予防課感染症対策担当係

☎5984-4671

結核によって、長期入院が必要な18歳未満の方の保護者に対して、各種保険適用後の自己負担額の給付を行うとともに、学習および療養生活に必要な物品の支給を行います。(ご家族の収入に応じて費用の一部負担あり)

対象

- ①指定の療育機関に入院していること
- ②感染症法に基づく結核についての医療給付を受けていること(同時に申請可)

児童育成手当(障害手当)

子育て支援課児童手当係

☎5984-5824

光が丘・石神井・大泉総合福祉事務所の福祉事務係

➔ダイヤルガイド71ページ

心身に一定程度の障害(下記①～③)がある20歳未満の児童を養育する保護者に手当を支給します。所得制限あり。児童が施設入所の場合は非該当の場合あり。区の心身障害者福祉手当との併給不可。

- ①愛の手帳1～3度程度(精神障害は非該当)
- ②身体障害者手帳1・2級程度
- ③脳性まひ・進行性筋萎縮症

手当月額 児童1人につき15,500円

申請時必要書類等

- ①申請者名義の振込先口座
- ②愛の手帳・身体障害者手帳または所定様式の診断書
- ③申請者の個人番号カードまたは個人番号が確認できるものと身元確認書類
- ④配偶者と対象児童の個人番号が確認できるもの(メモでも可)

特別児童扶養手当

子育て支援課児童手当係

☎5984-5824

光が丘・石神井・大泉総合福祉事務所の福祉事務係

➔ダイヤルガイド71ページ

心身に一定程度の障害(下記①～③)がある20歳未満の児童を養育する保護者に手当を支給します。所得制限あり。児童が施設入所の場合は非該当の場合あり。児童が障害を理由とする公的年金の給付を受けている場合は非該当。

- ①愛の手帳1～3度程度
- ②身体障害者手帳1～3級程度および一部4級程度
- ③その他の障害・疾病などにより、日常生活に著しい制限を受ける場合

手当月額

児童1人につき月額

- 特児1級 55,350円
- 特児2級 36,860円

申請時必要書類等

- ①申請者名義の振込先口座の通帳写し
※公金受取口座を利用する場合は不要
- ②申請者・児童の戸籍謄本
- ③所定様式の診断書(愛の手帳・身体障害者手帳をお持ちの方は省略できる場合あり)
- ④世帯全員の住民票(練馬区外に在住の方のみ)
- ⑤申請者の個人番号カードまたは個人番号が確認できるものと身元確認書類
- ⑥配偶者と対象児童、扶養義務者(同居親族)の個人番号が確認できるもの(メモでも可)

障害児福祉手当

練馬・光が丘・石神井・大泉総合福祉事務所の福祉事務係

➔ダイヤルガイド71ページ

下記①～③のいずれかの程度に該当する20歳未満の児童に手当を支給します。所得制限あり。児童が施設入所の場合または障害を理由とする公的年金を受けている場合は非該当。

- ①身体障害者手帳1級および2級の一部
 - ②愛の手帳1度および2度の一部
 - ③これらと同等の疾病・精神の障害で、手当の判定基準に該当する方
- ※①～③とも、専用の診断書による判定があります

手当月額 15,220円(令和5年4月～)

申請時必要書類等

- ①児童名義の振込先口座
※公金受取口座を利用する場合は不要
- ②障害児福祉手当判定用の診断書
- ③身体障害者手帳または愛の手帳(お持ちの方の場合)
- ④児童と扶養義務者(同居親族等)の個人番号が分かるものや代理申請される方の身元確認ができるもの(詳しくは福祉事務係にお問い合わせください)

重度心身障害者手当

練馬・光が丘・石神井・大泉総合福祉事務所の
福祉事務係

→ダイヤルガイド71ページ

心身に一定程度の障害(下記①～③)を有する
児童に手当を支給します。所得制限あり。児童が
施設入所の場合または病院に継続して3か月を
超えて入院している場合は非該当。

- ① 重度の知的障害で常時複雑な配慮を要する程
度の精神症状を有する
 - ② 重度の知的障害と重度の身体障害が重複している
 - ③ 重度の肢体不自由で、四肢の機能が失われ
座っていることが困難
- ※対象要件を満たす場合は成人後も受給が継続
します
- ※①～③とも、東京都による判定があります

手当月額 60,000円

申請時必要書類等

- ① 印鑑
- ② 身体障害者手帳または愛の手帳
(お持ちの方の場合)
- ③ 児童と扶養義務者の個人番号が分かるもの
や代理申請される方の身元確認ができるもの
(詳しくは福祉事務係にお問い合わせください)

心身障害者福祉手当

練馬・光が丘・石神井・大泉総合福祉事務所の
福祉事務係

→ダイヤルガイド71ページ

心身に一定程度の障害(下記①～⑤)を有する
児童に手当を支給します。所得制限あり。施設入
所の場合は非該当。区の児童育成手当(障害手
当)との併給不可。

- ① 愛の手帳1～4度
 - ② 身体障害者手帳1～3級
 - ③ 脳性まひ・進行性筋萎縮症
 - ④ 区が指定する難病の方で、難病等医療費助成
または小児慢性疾患の医療費助成を受給の方
 - ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級
- ※指定する難病の詳細については、区ホームペー
ジでご確認いただくか、お問い合わせください
- ※対象要件を満たす場合は成人後も受給が継続
します

手当月額

15,500円。

ただし身体障害者手帳3級、愛の手帳4度、精
神障害者保健福祉手帳1級の方は10,000円

申請時必要書類等

- ① 児童名義の振込先口座
- ② 上記①～③・⑤は、愛の手帳または身体障
害者手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ③ 上記④は、保健所で申請済の特定医療費
支給認定申請書または難病医療費助成申
請書兼同意書(写し)、小児慢性特定疾病
医療費支給認定申請書兼同意書および小
児慢性特定疾病医療意見書(写し)、または
難病の医療券(医療受給者証)、小児慢性
特定疾病医療受給者証
- ④ 児童と扶養義務者(父・母等)の個人番号が
分かるものや代理申請される方の身元確
認ができるもの(詳しくは福祉事務係にお
問い合わせください)

相談 サポート

里帰り出産を予定している方へ ～里帰り中もお気軽にご相談ください～

担当の保健相談所 → [ダイヤルガイド70ページ](#)

まずは保健相談所にお電話ください

妊娠中・出産後は、体調や環境の変化が大きく、戸惑いや心配ごとが多い時期です。保健相談所では、妊娠・出産・育児についてご相談をお受けしています。区外へ里帰り中であっても、まずはお電話などでお気軽に担当の保健相談所にご連絡ください。

産前・産後に必要なことは、 妊娠中に確認しておきましょう

里帰り先での 妊婦健康診査費と 新生児聴覚検査費の一部助成 (22ページ参照)

受診票を使用できない助産所や都外医療機関などで、妊婦健康診査・新生児聴覚検査を受けた方に、費用の一部を公費負担額の範囲内で助成します。

※里帰りされる方であっても、妊婦健康診査・新生児聴覚検査を都内契約医療機関および埼玉県一部医療機関で受ける場合には、練馬区で交付した受診票をご使用いただけます。

詳しくは、母子健康手帳と一緒にお渡しする「練馬区里帰り出産等妊婦健康診査費・新生児聴覚検査費助成のご案内」または区ホームページをご覧ください。



里帰り先での 「こんにちは赤ちゃん訪問」 をご希望の場合

赤ちゃんが生まれた後すべてのご家庭を助産師・保健師が訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問」(30ページ参照)は全国の自治体で実施しているものです。里帰り先での訪問をご希望の方は、里帰り先の自治体にお問い合わせください。また、自治体によっては、練馬区を通して手続きが必要な場合があります。その際は担当の保健相談所までお問い合わせください。里帰り先でこんにちは赤ちゃん訪問を受けた方であっても、生後4か月までは練馬区での訪問も受けることが可能です。



里帰りされている方も、
赤ちゃんがお生まれになりましたら
「赤ちゃん訪問連絡票(出生通知票)」を
お早めにご提出ください。

長期の里帰りを予定している方は、
乳児健診(31ページ)や予防接種(32ページ)・里帰り出産による
定期予防接種費用助成(24ページ)についても確認しておきましょう。

練馬区外へ里帰りされる方へ

